

資料 2

版画京都展実行委員会規定

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は版画京都展実行委員会と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の協力により西日本版画界の活性化と発展、及び新人の育成をはかることを目的とする。

第 2 章 事業

- 第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
1. KYOTO 版画 20XX 展の開催。
 2. 国際交流展の開催。
 3. 研究発表(研究会及び公開セミナー)の開催。
 4. その他必要と認められた事業及び活動。

第 3 章 組織

- 第 4 条 本会は日本版画協会西日本地域出身者を以て会員及び組織の主体とする。
- 第 5 条 会員は版画活動及び研究に携わり、本会の目的に賛同する個人とする。入会には会員の推薦により、委員会、及び総会の承認を経て、細則(1)に定められた会費を納入する。
- 第 6 条 本会の名誉会員、賛助会員、相談役、顧問を置くことができる。
1. 名誉会員の推薦にあたっては、運営委員会で協議し、総会の承認を経て定める。
 2. 賛助会員は本会の主旨に賛同し、事業活動を援助する団体または個人で役員会の承認を経て、細則(1)に定められた年会費を納入する。
 3. 相談役、顧問は役員会の推薦により選出し、必要に応じて会に協力する。

- 第 7 条 本会の事業を運営するために、以下の役員を置く。
1. 委員長 1 名
 2. 事務局長 1 名
 3. 運営委員 若干名
 4. 監事 2 名

- 第 8 条 委員長は本会を代表する。
- 第 9 条 事務局長は庶務、会計事務を総括する。
- 第 10 条 運営委員は役員会に出席し、会務を審議し運営にあたる。役員会が必要と認めた場合、専門委員会を編成することができる。
- 第 11 条 監事は役員外の会員から選び、毎年度の会計監査を行う。
- 第 12 条 本会の役員を選出するには原則的に以下の方針で行う。
1. 定められた数の役員は全会員の投票によって定める。
 2. 委員長、事務局長、運営委員及び監事は役員会で協議選出し、委員会総会の承認を経て定める。
 3. 役員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
- 第 13 条 本会会員の資格の喪失については細則(2)に定める。

第 4 章 運営

- 第 14 条 本会の会議は委員会総会、役員会で行う。
1. 委員会総会は年 1 回開催し、本会の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。委員長は必要に応じて臨時の総会を招集することができる。
 2. 委員会総会は会員の過半数の出席を以て成立する。議決は出席会員の過半数による。但し委任状は出席数とする。
 3. 役員会は随時委員長が招集し、本会の運営、企画を行う。専門委員会もこれに準ずる。

第 5 章 会計

- 第 15 条 本会の会計年度は 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終る。会計監査は監事が行う。
- 第 16 条 本会の運営費は会員、賛助会員の会費その他を以てこれにあてる。

細則(1)

1. 会員は以下の年額会費を委員会に納入する。

日本版画協会会員	20,000 円
同上準会員	15,000 円
同上一般出品者	10,000 円
2. KYOTO 版画 20XX 展の開催年に出品者は展覧会協力金として一律 20,000 円を委員会に納入する。
3. 賛助会員は年額会費 10,000 円を委員会に納入する。
4. 休会を希望する会員は年額諸経費として 3,000 円を委員会に納入し、休会期間は 5 年を限度とする。
5. 振替口座の管理は財務（経理）担当が行なう。

細則(2)

1. 理由なく「日本版画協会展」に 3 年連続して不出品の場合、会員はその資格を失う。応募の結果不出品の場合はこの限りではない。
2. 理由なく年会費を 2 年滞納した場合、会員はその資格を失う。
3. 展覧会開催年に 2 回連続して不出品の場合、会員はその資格を失う。
4. 展覧会開催年の協力金を 2 回滞納した場合、会員はその資格を失う。

細則(3)

1. 会員のご不幸に際し、支給する「特別費」を以下に定める。
2. 会員本人のご不幸に際しては 3 万円以上を支給する。支給額は運営委員会にて協議し、定める。
3. 献花、供花については運営委員会にて協議し、定める。

付則

1. 会は会務遂行のため、本会の所在地及び事務局を以下に設置する。

〒606-8588 京都市左京区岩倉木野町 137
京都精華大学 芸術学部 武蔵篤彦研究室
Tel : 075-702-5142 / Fax : 075-702-5144
2. 委員会の主な役員は以下の会員とする。

委員長 〒606-0031 京都市左京区岩倉南桑原町 8-4
武蔵 篤彦
Tel : 075-711-0426 / Fax : 075-711-0426

事務局長 〒601-8474 京都市南区四ツ塚町 87
三田村 直美
Tel : 090-5016-7799

財務担当 〒565-0873 大阪府吹田市藤白台 2-25-3
花原 淳子
Tel : 06-6832-6850 / Fax : 06-6832-6910

運営委員 25 名（別紙）
監査 2 名（別紙）
（以上は 2019、20 年度役員）
3. この会則は
委員会設立日の平成 12 年 4 月 23 日よりこれを施行する。
4. 平成 14 年 5 月 1 日にこれを改定、施行する。
5. 平成 15 年 4 月 1 日にこれを改正、施行する。
6. 平成 18 年 4 月 1 日にこれを改定、施行する。
7. 平成 21 年 4 月 1 日にこれを改定、施行する。
8. 平成 23 年 4 月 1 日にこれを改定、施行する。
9. 平成 25 年 8 月 1 日にこれを改定、施行する。
10. 平成 25 年 12 月 15 日にこれを改定、施行する。
11. 平成 27 年 4 月 16 日にこれを改定、施行する。
12. 令和元年 7 月 14 日にこれを改定、施行する。